

(証券コード 9087)
2024年6月5日
(電子提供措置の開始日2024年6月4日)

株 主 各 位

東京都港区新橋一丁目10番9号

 **タカセ株式会社**
ADD SYSTEM
代表取締役社長 大宮 司 典 夫

第108期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第108期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第108期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.takase.co.jp/ir-other>



また、電子提供事項は、上記のほか、インターネット上の下記東証ウェブサイトにも掲載して
おります。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトにアクセスして、当社名（タカセ）又は証券コード（9087）を入
力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択の上、ご覧ください。



なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、「株主
総会参考書類」をご検討くださいますようお願い申し上げます。2024年6月26日（水曜日）午後5時30分までに議
決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区新橋一丁目10番9号 当社本社会議室（8階）
3. 会議の目的事項

報告事項 1. 第108期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第108期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせて頂きます。
 - ◎株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結注記表
 - ・個別注記表
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 一般概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが第5類感染症に移行したことにより景気の循環を制約していた要因が解消されたことに加え、30年ぶりの高い賃上げや企業の高い投資意欲の回復等、前向きな動きが見られました。一方、物価の伸びが所得の伸びを上回り、個人消費は力強さを欠くなど、本格的な景気回復にはもう一步及ばないというところであり、また、世界的な地政学リスクは依然として高まる中、資源高に伴う物価高も続いており、再び景気後退の局面を迎えることも懸念されるなど、依然として今後に不透明さが残る状況でありました。

そのような中、当社グループは、当連結会計年度におきましても社訓である「まごころ」、社是「ADD SYSTEM」（当社グループが物流システムの創造にたゆめぬ努力を続け、顧客に貢献すること）を基礎として、これまで頂いてきた当社グループのサービスへの信頼を更に深め、顧客目線を大切にした品質第一のサービス提供を行うべく、グループ一丸となり業務に取組んでまいりました。特に、「将来を見据えた、より社会貢献度の高い商品分野へ新しい物流サービスの提供」の実現に向け、「医療機器製造業」免許を活用した営業活動に重点的に取組むとともに、当社グループの強みである好立地に存する当社施設のメリットを活かした新規業務の受託に向けた営業活動も引続き強化してまいりました。

営業収益の拡大に取組む一方で、コスト上昇への対策として、高いサービスレベルを維持することを前提としながら、主として流通加工に係る作業人員数の見直しや適正な配置、作業費に占める固定費圧縮にも引続き取組み、新たに物流機器を導入し、省人化と効率化に向けた取組も開始いたしました。同時に、上昇するコストを価格へ転嫁すべく慎重に交渉も進めてまいりました。一部顧客との間においては収受価格改定がなされたものの、上昇するコストを吸収するには至っておらず、今後も丁寧な説明を行い、当社グループの提供する物流サービスに対して顧客に満足を感じて頂き、理解を得ることで、収受価格改定を実現すべく取組んでまいります。

翌連結会計年度におきましても、先行き不透明な社会情勢および経済情勢は続くものと考えられますが、この状況に立ち向かうことのできる企業体質を構築すべく、今後も励んでまいります。

当連結会計年度の当社グループの業績は、期初からの收受価格改定、新規顧客の獲得等による増収要因はあったものの、前連結会計年度の上期まで継続していた海上運賃の高止まりによる收受価格上昇の効果が剥落したことに加え、国際貨物の荷動きが依然低調であったことにより、営業収益が前年同期間と比較して8.0%減の81億90百万円となりました。

利益面につきましては、前述のとおり、作業人員数の見直しや適正な配置、物流機器の導入によりグループ全体でのコスト削減に努め、顧客に対しては、コスト上昇分の收受価格改定を要請し、一部実現したものの、いずれも増加したコストを吸収するには至らず、期初から続く中国経済の低迷による中国現地法人の不振に加え、営業収益減少の影響が大きく、営業利益は前年同期間と比較して41.9%減の1億71百万円となり、経常利益は同39.6%減の2億24百万円となりました。一方で、親会社株主に帰属する当期純利益は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」上の会社分類を変更したことにより、繰延税金資産を追加計上したことから、同9.7%増の3億5百万円となりました。

今後につきましては、社訓「まごころ」、社是「ADD SYSTEM」を念頭に、顧客目線を大切にした品質第一のサービス提供を行うことにより、当社グループを選んで頂けるように努め、これまでも重点的に取組んできた「社会貢献度の高い分野への物流サービス提供」、顧客の理解を得ながらの「適正価格の收受」、「新規顧客の獲得」については、グループ一丸となって積極的に取組んでまいります。また、2024年度から中長期的な視野に立ち、今後の「新しいタカセ」への変貌に向け、「深化」と「探査」をキーワードとして、事業構造改革に向けたプロジェクトを発足し、まずは、事業支出改革からスタートしてまいります。

翌期の見通しにつきましては、連結営業収益は83億円、連結営業利益は3億円、連結経常利益は3億30百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は2億85百万円となっております。特に利益面につきましては、プロジェクトを中心に、既存倉庫の有効活用や作業体制再構築により当社の強みである流通加工業務においてこれまで以上の効率化に努め、営業原価を抑制することによって、見通しを上回る業績となるように取組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも相変わらずのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

②報告セグメントの概況

- A. 総合物流事業におきましては、收受価格の改定および新規顧客の獲得による増収要因はあったものの、前連結会計年度の上期まで続いていた海上運賃の高止まりを受けた收受価格上昇の反動減の影響が大きく、輸出入貨物の取扱減少もあったことから、営業収益が前年同期間と比較して8.1%減の81億12百万円となりました。営業利益は、コスト削減並びに收受価格改定交渉に努めたものの、その効果を上回る営業収益の減少により、前年同期間と比較して46.0%減の1億32百万円となりました。
- B. 運送事業におきましては、当事業が、総合物流事業に対する運送分野を担っております。営業収益は、業務取扱量が増加した顧客はあったものの、主要顧客における業務取扱量減少の影響が大きく、前年同期間と比較して10.9%減の2億95百万円になりました。営業利益は、営業収益減少の影響が大きく、前年同期間から11百万円減少し、2百万円の営業損失となりました。
- C. 流通加工事業におきましては、当事業が、主に、総合物流事業に対する流通加工（倉庫内オペレーション）分野を担っております。国内物流業務取扱の増加により、営業収益は前年同期間と比較して1.9%増の10億25百万円となりました。営業利益は、最低賃金の改定などによるコスト増加の影響を受けたものの、営業収益増加の影響が大きく、前年同期間と比較して30.9%増の18百万円となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達についての状況

特記事項はありません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資総額は2億28百万円であり、その主なものは、各営業所における設備能力の維持・拡大によるものであります。

それぞれのセグメントにおける設備投資額は、次のとおりです。

セグメントの名称	金額(千円)
総合物流事業	212,050
運送事業	14,570
流通加工事業	1,487
その他の事業	—
合計	228,108

(3) 財産および損益の状況

区分	第105期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第106期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第107期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第108期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益	千円 7,520,194	千円 8,654,195	千円 8,904,021	千円 8,190,113
経常利益	千円 218,010	千円 329,274	千円 371,474	千円 224,296
親会社株主に 帰属する 当期純利益	千円 79,322	千円 267,916	千円 278,999	千円 305,967
1株当たり 当期純利益	円 79.82	円 269.62	円 279.91	円 305.89
総資産	千円 10,141,203	千円 10,011,712	千円 9,997,017	千円 9,908,411
純資産	千円 6,263,150	千円 6,625,293	千円 6,890,906	千円 7,225,611

(注) 1. 第105期は、特別損失に札幌営業所の土地にかかる減損損失46,964千円、投資有価証券評価損24,287千円等を計上しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第106期の期首から適用しており、第106期以降にかかる財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は次のとおりであります。

当社グループは、下記の「取組指針」に基づき「基本戦略」および「取組むべき課題」に取組んでおります。

当社グループの新たな挑戦として位置付けております「取組むべき課題」のひとつである「品質向上/営業強化」に掲げる「将来を見据えた、より社会貢献度の高い分野への物流サービス提供」については、「医療機器製造業」免許等を活用した医療機器物流業務拡大ならびに「フェムテック」を推進する企業への物流面での協力等による支援は、今後も積極的に行ってまいります。また、人の手を介することによって細やかな発注にも対応できる流通加工業務に磨きをかけ、特に輸出入業務にとって利便性の高い湾岸地区に営業所を持つ当社の強みを活かし輸出入品の流通加工に積極的に取組み、同業他社との差別化を図ることで、営業収益の拡大に取組んでまいります。

また、「新しいタカセ」への変貌に向け、「深化」と「探査」をキーワードとして、2024年度から事業構造改革に向けたプロジェクトを発足いたします。最初の一步として、プロジェクトを中心に、国内物流事業および国際物流事業における支出改革ならびに業務工程の見直しを行うことにより、不要なコストの削減、業務の効率化を強力に進め、徹底的にムリ・ムラ・ムダの排除に努めてまいります。

併せまして、新規営業拠点の展開につきましても、プロジェクトを立ち上げ、今後の社会情勢を見据え、新たな視点および発想を加えながら当社グループ全体の事業戦略を構築し、具体的な検討を行ってまいります。

■取組指針■

～ 社訓「まごころ」を持って不断な創意工夫を重ね、
社是である「ADD SYSTEM」により新しい価値を顧客に提供する ～

【基本戦略】

- ・ 顧客目線でスピード感のあるサービスを高品質で提供する。
- ・ 多品種商品管理の物流スペシャリストとして、市場で認知されるような高度な物流ノウハウや物流サービスを、海外を含むグループ各社で蓄積共有し、当社にしかできない高品質な物流サービスを提供する。
- ・ 労働集約型の産業から脱却し、デジタル化/機械化の研究導入により労働分野における社員の単純作業負担を軽減し、市場のニーズに応える創造的業務に人材を集中することで生産性を高める。

【取組むべき課題】

1. 品質向上/営業強化
 - ・ 将来を見据えた、より社会貢献度の高い商品分野へ新しい物流サービスの提供
 - ・ 外部に向けての情報発信強化
 - ・ 顧客が満足する物流現場の品質維持向上
2. 物流技術/情報システム強化
 - ・ 物流機器導入による業務効率化および自動化への具体的な取組み
 - ・ 物流技術の革新による物流業界環境、物流サービスの変化に対する研究の継続
 - ・ 省力化を実現する既存情報システムの改善、新規情報システムの構築
3. 海外事業強化
 - ・ 日本を含めた各海外拠点間での営業連携促進
 - ・ 商圏拡大に向けたサービスメニューの拡大
 - ・ 海外拠点運営能力を有する人材の育成
4. 人材育成
 - ・ 人材の育成と優秀な人材確保
 - ・ 物流業界を取り巻く人手不足等、諸問題への対応と法に則した社内ルールの整備

(5) 主要な事業内容

当社グループ（当社および当社の関係会社）は、当社および子会社11社により構成され、国内外で事業活動を展開しており、「運送」「保管」「作業」といった物流サービスを組み合わせて提供しております。

具体的には、当社および海外子会社は、総合物流事業として、貨物運送の取次を行う利用運送サービス、貨物の保管サービス、倉庫内オペレーション等の作業サービスを顧客の多岐に亘るニーズに応じて組み合わせて提供するほか、倉庫設備の賃貸事業を営んでおります。

また、当社子会社の株式会社タカセ運輸集配システムは、貨物自動車による実運送事業を行う運送事業、タカセ物流株式会社は、倉庫内オペレーションを行う流通加工事業をそれぞれ営んでおります。

当社グループが営んでいるセグメントの区分は次のとおりであります。

【総合物流事業】 —— 国内外で「運送」「保管」「作業」といった物流サービスを組み合わせて提供する事業および倉庫設備の賃貸事業

【運送事業】 —— 貨物自動車による実運送を行う事業

【流通加工事業】 —— 人材派遣又は業務受託による倉庫内オペレーションを行う事業

【その他の事業】 —— 付随的な収益を獲得するに過ぎない構成単位のものであり、具体的には、倉庫・事務所等の警備保障事業や物流システムの設計開発並びに運用保守を主に行う事業

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計
	総物流 事業	運送事業	流通加工 事業	計		
営業収益						
外部顧客への営業収益	8,103,590	54,086	2,325	8,160,002	30,110	8,190,113
セグメント間の内部収 益又は振替高	8,487	241,771	1,022,905	1,273,164	46,999	1,320,164
計	8,112,078	295,857	1,025,231	9,433,167	77,110	9,510,277
セグメント利益	132,965	△2,080	18,635	149,520	5,244	154,764

	調整額 (注2)	連結計算書類 計上額 (注3)
営業収益		
外部顧客への営業収益	—	8,190,113
セグメント間の内部収 益又は振替高	△1,320,164	—
計	△1,320,164	8,190,113
セグメント利益	17,125	171,890

(注) 1. 「その他」の区分は、付随的な収益を獲得するに過ぎない構成単位のものであります。

2. セグメント利益の調整額17,125千円は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(6) 主要な営業所

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 港 区	札 幌 営 業 所	北 海 道 石 狩 市
大 井 平 和 島 事 業 所	東 京 都 大 田 区	東 京 港 営 業 所	東 京 都 大 田 区
川 崎 営 業 所	川 崎 市 川 崎 区	川 崎 港 営 業 所	川 崎 市 川 崎 区
大 阪 営 業 所	大 阪 府 茨 木 市	福 岡 営 業 所	福 岡 県 福 岡 市
平 和 島 倉 庫	東 京 都 大 田 区	東 名 川 崎 倉 庫	川 崎 市 宮 前 区

② 子会社（本社）

名 称	所 在 地
株式会社タカセ運輸集配システム	東 京 都 港 区
タカセ物流株式会社	東 京 都 港 区
萬警備保障株式会社	東 京 都 港 区
TAKASE ADD SYSTEM, INC.	米 国
ADD SYSTEM COMPANY LIMITED	中 国 （ 香 港 ）
高瀬国際貨運代理（上海）有限公司	中 国 （ 上 海 ）
高瀬物流（上海）有限公司	中 国 （ 上 海 ）

(7) 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減（△は減）
総合物流事業	120名	△4名
運送事業	24名	△4名
流通加工事業	76名	1名
その他の事業	一名	△5名
合計	220名	△12名

(注) 上記には臨時従業員120名（期中平均）を含んでおりません。

(8) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	議決権比率	主要な事業内容
株式会社タカセ運輸集配システム	100.0%	貨物自動車運送事業
タカセ物流株式会社	100.0%	流通加工事業および労働者派遣業
萬警備保障株式会社	—	警備保障事業
TAKASE ADD SYSTEM, INC.	100.0%	国際物流事業
ADD SYSTEM COMPANY LIMITED	100.0%	国際物流事業
高瀬国際貨運代理(上海)有限公司	100.0%	国際物流事業
高瀬物流(上海)有限公司	100.0%	国際物流事業

(注) 1. 萬警備保障株式会社は、タカセ物流株式会社から100%出資を受けております。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ その他

該当事項はありません。

(9) 主要な借入先および借入額 (上位5社)

借入先	借入残高(千円)
株式会社みずほ銀行	860,000
日本生命保険相互会社	200,000
株式会社三井住友銀行	100,000
三井住友信託銀行株式会社	100,000
城南信用金庫	75,000

2. 株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 2,700,000株
(2) 発行済株式の総数 普通株式 1,054,513株
(うち自己株式数 53,289株)
(3) 株主数 489名 (対前期末比 67名減)
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
大東港運株式会社	80	7.99
公益財団法人タカセ国際奨学財団	69	6.91
東京中小企業投資育成株式会社	65	6.52
株式会社三協	58	5.87
ク口ダ株式会社	53	5.32
天塩倉庫株式会社	52	5.27
株式会社みずほ銀行	47	4.71
城南信用金庫	42	4.22
株式会社商船三井	40	4.01
日本生命保険相互会社	32	3.26

(注) 1. 当社は、自己株式53,289株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の内容は次のとおりであります。

2023年6月28日開催の取締役会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬として、当社取締役(社外取締役を除く。)4名に対し、2023年7月26日に自己株式3,160株を交付しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（2024年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
大宮司 典夫	代表取締役社長	株式会社タカセ運輸集配システム 代表取締役社長 タカセ物流株式会社 代表取締役社長 萬警備保障株式会社 代表取締役社長 一般財団法人大蔵財務協会 常務理事
笹岡 幹男	取締役副社長 管理本部長	
赤澤 紀之	常務取締役 営業本部長	
今井 康晴	取締役執行役員 物流事業本部長	
高田 忠美	取締役	
栃木 博	監査役（常勤）	
今泉 達也	監査役	
宮崎 泰史	監査役	

- (注) 1. 取締役高田忠美氏は、社外取締役であります。
2. 監査役今泉達也および宮崎泰史の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役高田忠美および監査役宮崎泰史の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
4. 監査役今泉達也氏は、一般財団法人大蔵財務協会において長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役宮崎泰史氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 2023年6月28日開催の第107期定時株主総会終結の時をもって、井上恭延氏は、辞任により監査役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款の規定に基づき、当社は社外取締役の高田忠美、社外監査役の今泉達也および宮崎泰史の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る訴訟費用および損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、補填されない等の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、以下の方針を取締役会において決議しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を实践する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値および株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すにふさわしいものとする。具体的には、業務執行を担う取締役（常勤取締役）の報酬は、基本報酬および譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬のみとする。

常勤取締役の報酬については、取締役報酬規程、譲渡制限付株式報酬規程に基づき、報酬の内容および決定手続きの両面において、合理性、客観性および透明性を備えるものとし、社外取締役の報酬については、他社水準、社会情勢等を勘案するものとする。

2. 個人別の報酬等の額および付与の時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は、役位、職責等に応じて定めるものとし、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、決定するものとする。譲渡制限付株式報酬は、非金銭報酬等であり、譲渡制限付株式報酬規程に基づき、前事業年度に関する定時株主総会終結時から当該事業年度に関する定時株主総会終結時までの期間の業務執行の対価として譲渡制限付株式を割当て、当社の取締役又はその他当社取締役会で定める地位を退任又は退職した時点をもって、譲渡制限を解除するものとする。

社外取締役の報酬については、他社水準、社会情勢等を勘案し、当社の社会的地位に

相応した水準とすることを原則とし、代表取締役社長が決定するものとする。

3. 基本報酬の額、および譲渡制限付株式報酬額の取締役の個人別報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役の種類別の報酬の割合については、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて決定する。なお、報酬総額のうち10%前後を一律で非金銭報酬等である譲渡制限付株式と引換にする払込みに充てるための金銭として支給するものとする。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役および監査役の報酬の額は、2006年6月29日開催の第90期定時株主総会において、取締役年間報酬総額の上限を192,000千円（ただし、使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まない。）、監査役年間報酬総額の上限を30,000千円以内と決議をされております。当決議時点の取締役の員数は取締役11名、監査役4名であります。

また、2022年6月28日開催の第106期定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、これに代えて、常勤取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を導入することにつき、決議されております。同制度は上記の報酬限度額とは別枠で、常勤取締役に対して年額35,000千円以内の範囲で金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を受けた常勤取締役が同金銭報酬債権の全額を現物出資財産として給付することにより、年間17,500株を上限として当社の普通株式を割り当てるものであります。当決議時点の常勤取締役の員数は4名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会の決議による委任に基づき、社外取締役の助言を踏まえ、代表取締役社長が決定いたします。取締役会の委任を受けた代表取締役社長は、取締役会で定めた報酬決定方針や取締役報酬規程および譲渡制限付株式報酬規程に従って決定いたします。一任の範囲については、基本報酬および譲渡制限付株式報酬の額に限定されるものであります。

当事業年度にかかる取締役の個人別報酬の決定につきましては、上記決定方針の方針に従い、取締役会より一任を受けた代表取締役社長大宮司典夫により、決定されたものであることから、取締役会は当事業年度にかかる個人別報酬の決定は妥当であると判断しております。なお、権限を代表取締役社長に委任している理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、適切な判断が可能であると考えているためであります。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		基本報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	95,594千円 (3,000)	86,235千円 (3,000)	9,359千円 (—)	5人 (1)
監査役 (うち社外監査役)	14,160千円 (4,800)	14,160千円 (4,800)	—	4人 (2)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人給与は7,200千円であります。
2. 上記のほか、2022年6月28日開催の第106期定時株主総会において、「役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件」が承認可決されており、各常勤取締役および各常勤監査役の退任時に、役員退職慰労金を支給する予定であります。
3. 井上恭延氏は、2023年6月28日開催の第107期定時株主総会終結の時をもって、辞任により監査役を退任しました。よって、2022年6月28日開催の第106期定時株主総会で承認可決されました「役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件」に基づき、役員退職慰労金を4,400千円支給しております。なお、上記の監査役の支給人員には、同氏も含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

社外役員の重要な兼職の状況等

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容	関係
社外取締役	高田忠美	—	—	—
社外監査役	今泉達也	一般財団法人大蔵財務協会	常務理事	重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	宮崎泰史	—	—	—

(6) 各社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	高田忠美	当事業年度開催の取締役会に17回全てに出席し、必要な助言および適切な意見の表明を適宜行いました。また、当社が社外取締役として期待する役割である、他の事業会社において取締役等を務められた豊富な経験を活かした助言を、取締役会および代表取締役との意見交換の場において、独立した立場から行っております。
社外監査役	今泉達也	当事業年度開催の取締役会に17回、監査役会には14回全てに出席し、必要な助言および適切な意見の表明を行いました。また、適宜、代表取締役社長との意見交換を実施しております。
	宮崎泰史	当事業年度開催の取締役会に17回中16回、監査役会には14回中13回出席し、必要な助言および適切な意見の表明を行いました。また、適宜、代表取締役社長との意見交換を実施しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 みおぎ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	24,000千円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一千円
③ 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、(2)の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

(4) 子会社の監査に関する事項

海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士（又は監査法人）による監査を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の概要

I. 当社は、2006年5月開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制等の整備について、次のとおり決議しております。

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
「タカセグループ企業行動指針」および「コンプライアンス・マニュアル」に基づき、必要に応じて外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合直ちに監査役および取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、「取締役会規程」・「文書規程」・「契約管理規程」・「経理規程」に基づきその保存媒体に応じて適正かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下8項目のリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整えることとする。
 - ・ 価格面等の競争の激化に伴うリスク
 - ・ 主要取引先との契約が解除されるリスク
 - ・ 公的規制によるリスク
 - ・ コンプライアンスに関するリスク
 - ・ 海外進出に潜在するリスク
 - ・ 災害等による影響
 - ・ 取引先の信用リスク
 - ・ 有能な人材の確保や育成に伴うリスク
 - ② 「営業管理規程」・「事故・クレーム処理規程」を始めリスク管理に関する諸規程を基礎として、リスク管理を行い、必要に応じ改定・整備を行うことによりリスク管理を行う。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザー・チームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に係わる重要事項については、事前に常任役員会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
 - ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「タカセグループ企業行動指針」を基礎として、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細を定める「組織規程」、「職務権限規程」に従い執行することとする。

- (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① 「タカセグループ企業行動指針」および「コンプライアンス・マニュアル」を当社のコンプライアンス体制の基礎とする。
これに基づいてタカセ株式会社総務人事担当役員をタカセグループのコンプライアンス主管者とし、コンプライアンス体制の整備および維持を図ることとする。必要に応じて各担当部署・関係会社において、規則、ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。
 - ② 内部監査室を当社の内部監査部門として執行部門から独立した組織にし、内部監査を実施させる。
 - ③ 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞無く常任役員会において報告するものとする。
 - ④ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として「コンプライアンス直接報告制度」に基づきその運用を行うこととする。場合により、社外の弁護士等を直接の情報受領者とすることができるよう社内通報システムを整備する。
 - ⑤ 監査役は当社の法令遵守体制および「コンプライアンス直接報告制度」の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- (6) 株式会社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制
- ① グループ会社における業務の適正を確保するため、「タカセグループ企業行動指針」を基礎として、関係会社各社で諸規程を定めるものとする。
経営管理については、「関係会社管理規程」を基礎として、「国内関係会社運営規程」および「海外関係会社運営規程」に従い、当社への決裁・報告制度による関係会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
取締役は、関係会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
 - ② 関係会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認められた場合には、内部監査室に報告するものとする。内部監査室は直ちに監査役に報告を行うとともに意見を述べることができるものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役から求めがある場合は、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から臨時にまた恒常的に監査役補助者を任命することとする。恒常的に補助者を任命する場合は、監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役会からの独立性を確保するものとする。

② 恒常的監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 「稟議規程」に基づいて監査役に供覧すべき文書のほか、監査役は全ての事項について文書の閲覧および取締役および使用人に対して報告を求められることができるとともに、全ての社内の会議に出席できることとする。また取締役および使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について常任役員会等において必要の都度監査役に報告するものとする。

② 取締役は法令違反その他のコンプライアンス上の問題について取締役および使用人による監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

II. 当社は、2008年6月開催の取締役会において、「反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方、および体制整備」について、次の趣旨の決議をしております。

(1) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、企業活動の基本指針として定めた「コンプライアンス・マニュアル」に「反社会的勢力との絶縁」をうたい、「反社会的勢力には屈せず、断固として対決する姿勢をもつこと」を掲げており、このような基本的な考え方をもって反社会的勢力の排除に取り組む。

(2) 反社会的勢力の排除に向けた体制整備

反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、組織全体で対応することを目的として倫理規定、行動規範、社内規則などを整備し、また対応統括部署を定めるほか、外部専門機関等と連携し折にふれ指導を受けるとともに情報の共有化を図ることとする。

Ⅲ. 当社は、2009年4月に「内部統制報告制度に関する方針および運営」について、以下の趣旨を定めております。

(1) 適正な財務報告を実現するために構築すべき内部統制の方針・原則、範囲および水準

① 方針・原則

経営者は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制のシステムを整備・運用する。

当該システムの整備・運用に当たっては、内部統制の基本的要素（①統制環境 ②リスクの評価と対応 ③統制活動 ④情報と伝達 ⑤モニタリング ⑥ITへの対応）が組み込まれたプロセスを構築し、それを適切に機能させる。また、財務報告に係る内部統制の整備・状況の把握の過程で把握された不備および運用評価の過程で発見された不備については、適時に認識し、適切に対応・是正し、当社の財務報告に係る内部統制が有効なものとなるよう改善する。

② 範囲および水準

連結財務諸表を構成する全ての会社は、適正な財務報告を実現するための内部統制を構築する。連結財務諸表を構成する全ての会社は、内部統制のシステムの構築により、連結財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る情報の信頼性を確保する。

(2) 内部統制の構築に当たる経営者以下の責任者および全社的な管理体制

(3) 内部統制の構築に必要な手順および日程

(4) 内部統制の構築に係る個々の手続きに関与する人員およびその編成並びに事前の教育・訓練の方法等

Ⅳ. 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

① 取締役会を毎月一回開催し、社外監査役も出席する中、法令又は定款に定められた事項および経営上の重要案件を審議、決定するとともに、取締役の業務執行の適法性確保や効率性向上の施策を適切に報告、検討しました。

② 監査役会を毎月一回開催し、適切に協議を行ったほか、監査役は監査役会の監査の方針や職務の分担に従い、毎月一回開催される常任役員会、子会社取締役会、四半期毎に開催される四半期業績評価会議等の重要な会議に出席し情報収集を行いました。また、会計監査人との四半期レビュー報告、内部監査室の内部監査に陪席し、適宜の情報交換を行い、監査役の実効性確保に努めました。

③ 当社は、「タカセグループ企業行動指針」、「営業管理規程」、「事故・クレーム処理規程」に基づき、リスク分析や評価を行っております。グループ会社につきましては、当社の「関係会社管理規程」に基づき経営管理を行い、問題の未然防止に努めております。

- ④ コンプライアンスや業務の効率化を推進するため、文書やメールを活用し周知・啓蒙を図っております。また通信教育、社外セミナーへの参加を推奨しました。
- ⑤ 当社は、当社およびグループ会社における問題の未然防止と早期発見を図るため、コンプライアンス直接報告制度を設けており、また部署ごとの内部監査の実施時に内部監査室が、若干名を対象としたヒアリングを実施することで、適切な措置の実行に備えました。

V. 財務報告の適正性を確保するための体制整備

激変する外部環境の変化に伴い、制度会計も同様な状況となっております。

このような変化に的確に対応するため、2010年4月より公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

VI. 独立役員の確保状況

コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、経営の監督・監視を強化し、透明性を確保する観点から、2021年6月以降、当社の一般株主と利益相反が生じることはない独立役員を2名確保いたしております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する安定した配当の継続を経営の重要課題の一つとして位置付けており、業績の進展状況や配当性向等を勘案し、利益配分に積極的に取組んでいく方針であります。

当社は、中間配当制度を設けておりますが、諸般の事情を勘案し、期末配当のみの年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記の配当方針に基づき、1株あたり70円の期末配当を実施することを予定しております。

内部留保資金につきましては、財務的安定性に留意しながら、事業展開に必要な投資に積極的に充当してまいります。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	9,908,411	(負債の部)	2,682,799
流動資産	3,210,505	流動負債	1,412,517
現金及び預金	2,122,560	営業未払金	434,366
売掛金及び契約資産	886,107	短期借入金	275,000
原材料及び貯蔵品	11,683	1年内返済予定の長期借入金	365,000
前払費用	45,378	未払費用	93,854
その他	146,351	未払法人税等	34,575
貸倒引当金	△1,575	賞与引当金	59,380
固定資産	6,697,905	その他	150,339
有形固定資産	5,023,067	固定負債	1,270,282
建物及び構築物	2,446,081	長期借入金	695,000
機械装置及び運搬具	132,050	退職給付に係る負債	398,119
土地	2,335,562	その他	177,163
その他	109,373	(純資産の部)	7,225,611
無形固定資産	497,390	株主資本	6,821,730
借地権	458,486	資本金	2,133,280
その他	38,904	資本剰余金	2,171,719
投資その他の資産	1,177,446	利益剰余金	2,657,189
投資有価証券	633,484	自己株式	△140,460
繰延税金資産	90,302	その他の包括利益累計額	403,881
その他	458,976	その他有価証券評価差額金	214,255
貸倒引当金	△5,316	為替換算調整勘定	189,625
資産合計	9,908,411	負債純資産合計	9,908,411

連結損益計算書

(自 2023年 4月 1日)
(至 2024年 3月 31日)

(単位 千円)

科 目	金 額	金 額
営業収益		8,190,113
営業原価		7,141,828
営業総利益		1,048,284
販売費及び一般管理費		876,394
営業外収益		171,890
受取利息	2,835	
受取配当金	22,506	
受取賃貸料	24,872	
業務受託手数料	7,860	
為替差益	2,676	
その他	12,479	73,230
営業外費用		
支払利息	18,267	
その他	2,556	20,823
経常利益		224,296
特別利益		
固定資産売却益	5,670	5,670
特別損失		
減損損失	2,744	
固定資産除売却損	920	3,665
税金等調整前当期純利益		226,301
法人税、住民税及び事業税		53,765
法人税等調整額		△133,431
当期純利益		305,967
親会社株主に帰属する当期純利益		305,967

連結株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日
至 2024年3月31日)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年4月1日 残高	2,133,280	2,170,568	2,421,089	△148,685	6,576,253
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△69,867		△69,867
親会社株主に帰属する 当期純利益			305,967		305,967
自己株式の取得				△103	△103
自己株式の処分		1,150		8,329	9,480
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合計		1,150	236,100	8,225	245,476
2024年3月31日 残高	2,133,280	2,171,719	2,657,189	△140,460	6,821,730
	その他の包括利益累計額			純資産合計	
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
2023年4月1日 残高	165,234	149,419	314,653	6,890,906	
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当				△69,867	
親会社株主に帰属する 当期純利益				305,967	
自己株式の取得				△103	
自己株式の処分				9,480	
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の変動額(純額)	49,021	40,206	89,227	89,227	
当連結会計年度中の変動額合計	49,021	40,206	89,227	334,704	
2024年3月31日 残高	214,255	189,625	403,881	7,225,611	

連結注記表

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 7社
- ・主要な連結子会社の名称 (株)タカセ運輸集配システム
タカセ物流(株)
萬警備保障(株)
TAKASE ADD SYSTEM, INC.
ADD SYSTEM COMPANY LIMITED
高瀬国際貨運代理(上海)有限公司
高瀬物流(上海)有限公司

② 主要な非連結子会社の名称等

- ・主要な非連結子会社の名称 エーディーディー・エクスプレス(株)
(株)システム創研
雅達貨運(中山)有限公司
(有)アイティーワーク

・連結の範囲から除いた理由

上記4社は、総資産、営業収益、当期純損益および利益剰余金(持分に見合う額)等のいずれにおいても、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていませんので連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称等

上記非連結子会社4社は、当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないので持分法を適用していません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TAKASE ADD SYSTEM, INC.、ADD SYSTEM COMPANY LIMITED、高瀬国際貨運代理（上海）有限公司および高瀬物流（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

なお、評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。

- ・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

ロ. 棚卸資産の評価基準および評価方法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価引下げの方法）によっております。

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

主として定率法によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）および2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びに東京港営業所の建物、構築物、機械及び装置については、定額法によっております。

ロ. 無形固定資産

定額法によっております。

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

④ 収益および費用の計上基準

当社グループは、「運送」「保管」「作業」といった物流サービスを組み合わせて提供する「総合物流事業」、貨物自動車による実運送を行う「運送事業」、倉庫内オペレーションを行う「流通加工事業」を営んでおります。

契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 総合物流事業

各物流サービスは、顧客ごとに締結する一体の業務委託契約に含まれる別個の履行義務として識別し、それぞれ以下のとおり収益を認識することとしております。

a 運送サービス

顧客の貨物を指定場所まで配送する利用運送サービスであり、配送が完了するまでの期間にわたり充足される履行義務であると判断し、進捗に応じて収益を認識することとしております。なお、充足するまでの期間が著しく短い履行義務については、一定の時点で収益を認識することとしております。

b 保管サービス

顧客の貨物を保管するサービスであり、契約期間にわたり充足される履行義務であると判断し、経過期間に応じて収益を認識することとしております。

c 作業サービス

倉庫内オペレーションを行うサービスであり、作業が完了するまでの期間にわたり充足される履行義務であると判断し、作業の進捗に応じて収益を認識することとしております。

ロ. 運送事業

貨物自動車による実運送を主な事業活動としており、配送が完了するまでの期間にわたり充足される履行義務であると判断し、進捗に応じて収益を認識することとしております。なお、充足するまでの期間が著しく短い履行義務については、一定の時点で収益を認識することとしております。

ハ. 流通加工事業

人材派遣又は業務受託による倉庫内オペレーションを主な事業活動としており、作業が完了するまでの期間にわたり充足される履行義務であると判断し、作業の進捗に応じ

て収益を認識することとしております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基つき計上しております。当社および連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. ヘッジ会計の方法

a ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

b ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 金利スワップ

ヘッジ対象 … 借入金の利息

c ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

d ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

前連結会計年度において独立掲記しておりました「営業外収益」の「助成金収入」(当連結会計年度2,099千円)は、金額が僅少となったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。また、前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めていた「業務受託手数料」(前連結会計年度7,861千円)は、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

当連結会計年度に計上した繰延税金資産額	90,302
当連結会計年度に計上した繰延税金負債額	—
繰延税金負債と相殺した繰延税金資産額	125,507

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来の合理的な事業計画に基づいて課税所得を見積り、将来減算一時差異について回収可能性を慎重に検討し、繰延税金資産を計上しております。

外部環境等の変化により事業計画の前提に用いた条件や仮定に変更が生じ、見積課税所得が減少する場合には、繰延税金資産が減少し税金費用が計上される可能性があります。

(固定資産の減損処理)

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

減損損失	2,744
有形固定資産	5,023,067
無形固定資産	497,390

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、原則として、各事業部署を基準として資産のグルーピングを行っております。固定資産のうち減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。割引前将来キャッシュ・フローについては、現在の使用状況や合理的な使用計画を考慮した事業計画に基づいて算定しておりますが、外部環境等の変化により事業計画の前提に用いた条件や仮定に変更が生じた場合には、減損処理が必要となる可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 9,978,888千円

(2) 担保資産

長期借入金445,000千円および1年内返済予定の長期借入金205,000千円の担保として財団抵当に供しているものは、次のとおりであります。

① 建物 1,011,750千円

② 土地 1,008,920千円

(3) 財務制限条項

当連結会計年度末の以下の借入金には、遵守事項が付されており、当該遵守事項の履行を怠り、不履行が10営業日以上治癒されない場合には、貸主から通知を受けた後、契約上の債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

1年内返済予定の長期借入金60,000千円および長期借入金150,000千円

イ. 2023年3月期決算を初回とし、以降各年度の決算期の末日における借主の連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を、直前の決算期の末日における借主の連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%以上に維持すること。

ロ. 各年度の決算期における借主の連結の損益計算書上に示される経常損益が、2023年3月期を初回とし、以降の決算期につき2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する初回の判定は、2023年3月期決算およびその直後の期の決算を対象として行われる。

6. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

特別損失に以下の減損損失を計上しております。

資産グループ	種類	減損損失 (千円)
福岡営業所	工具、器具及び備品	1,079
ADD SYSTEM COMPANY LIMITED	工具、器具及び備品	1,665
合 計		2,744

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	1,054,513	—	—	1,054,513

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	56,413	36	3,160	53,289

(注) 1. 増加株式数は、単元未満株式の買取によるものであります。
2. 減少株式数は、譲渡制限付株式報酬として自己株式を処分したことによるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	69,867	70.0	2023年3月31日	2023年6月29日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
2024年6月27日開催予定の第108期定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

イ. 期末配当金の総額	70,085千円
ロ. 配当の原資	利益剰余金
ハ. 1株当たり配当額	70.0円
ニ. 基準日	2024年3月31日
ホ. 効力発生日	2024年6月28日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しており、短期的な運転資金につきましては、銀行借入により調達しております。また、一時的な余資は、主に流動性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引を利用する場合の目的は、後述するリスクを回避するためのものであり、投機目的での取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容および当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクにさらされております。また、海外での事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクにさらされておりますが、ほぼ同額の外貨建て営業債務が生じている状況にあります。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

営業債務である営業未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払日であります。なお、一部の外貨建て営業債務は、為替の変動リスクにさらされておりますが、ほぼ同額の外貨建て営業債権が生じている状況にあります。

借入金は、主に設備投資にかかる資金調達を目的としたものであり、約定返済日は、最長で決算日後約4年であります。なお、長期借入金のうち一部は変動金利であるため、金利変動リスクにさらされておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ）を利用して金利を固定化しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、主に営業債権について、各営業部門と財務部が協力して、取引先の状況を定期的にもモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

- ・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
外貨建て営業債権と営業債務については、取引の構造上、ほぼ同額の状況にあることから、その為替変動リスクは軽微であります。また、変動金利の借入金金利の変動リスクにさらされておりますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを抑制するためにデリバティブ取引（金利スワップ）を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理
当社は、予算計画、設備投資計画などの諸計画に基づき、財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場の相場価格に基づく時価並びに直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価によっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び契約資産、営業未払金並びに短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
投資有価証券			
その他有価証券	461,462	461,462	—
資産計	461,462	461,462	—
長期借入金	1,060,000	1,050,685	△9,315
負債計	1,060,000	1,050,685	△9,315
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	172,022

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	2,074,886	—	—	—
売掛金及び契約資産	886,107	—	—	—
合 計	2,960,993	—	—	—

(注3) 短期借入金および長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	275,000	—	—	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定 のものを含む。）	365,000	348,000	248,000	99,000	—	—
合 計	640,000	348,000	248,000	99,000	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察ができないインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	461,462	—	—	461,462
資産計	461,462	—	—	461,462

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,050,685	—	1,050,685
負債計	—	1,050,685	—	1,050,685

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

- ・投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

- ・長期借入金

元利金の合計額を当該借入金の残存期間および信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。なお、金利スワップの特例処理の対象となる長期借入金の時価は、金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を当該借入金の残存期間および信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産に関する事項

当社グループは、東京都および神奈川県において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用の倉庫設備（土地を含む。）等を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額 (千円)	連結決算日における時価 (千円)
2,227,652	4,560,482

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループ（当社および当社の関係会社）は、当社および子会社11社により構成され、国内外で事業活動を展開しており、「運送」「保管」「作業」といった物流サービスを組み合わせ提供しております。

具体的には、当社および海外子会社は、総合物流事業として、貨物運送の取次を行う利用運送サービス、貨物の保管サービス、倉庫内オペレーション等の作業サービスを顧客の多岐に亘るニーズに応じて組み合わせ提供するほか、倉庫設備の賃貸事業を営んでおります。

また、当社子会社の株式会社タカセ運輸集配システムは、貨物自動車による実運送事業を行う運送事業、タカセ物流株式会社は、倉庫内オペレーションを行う流通加工事業をそれぞれ営んでおります。

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計
	総物流事業	運送事業	流通加工事業	計		
営業収益						
日本	6,108,364	54,086	2,325	6,164,777	30,110	6,194,887
中国	1,398,451	—	—	1,398,451	—	1,398,451
米国	325,099	—	—	325,099	—	325,099
顧客との契約から生じる収益	7,831,915	54,086	2,325	7,888,328	30,110	7,918,438
その他の収益(注2)	271,674	—	—	271,674	—	271,674
外部顧客への営業収益	8,103,590	54,086	2,325	8,160,002	30,110	8,190,113

(注) 1. 「その他」の区分は、付随的な収益を獲得するに過ぎない構成単位のものであります。

2. その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」に含まれる不動産賃貸収入および「金融商品に関する会計基準」に含まれる信託受益権より生じた収入であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度における、顧客との契約から生じた債権、契約資産並びに契約負債の期首および期末残高は下記のとおりです。なお、顧客との契約から生じた債権、契約資産は「売掛金及び契約資産」に含まれており、契約負債は「流動負債」の「その他」に含まれております。

契約資産は、当社グループの提供する各物流サービスを一体の業務委託契約に含まれる別個の履行義務として識別し、期末日時点で充足した別個の履行義務のうち、未請求の履行義務の対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、各物流サービスにかかる履行義務を充足し、顧客に請求した時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該債権は、各顧客との契約に基づき請求し、適正な回収サイトで対価を受領しております。

契約負債は、期末日以降に収益を認識する海上運賃収入等が含まれ、期末日以前に顧客から先行で受領した前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度の契約負債の期首残高は、当連結会計年度における営業収益として計上しております。

	期首残高	期末残高
売掛金	1,015,867千円	885,679千円
契約資産	1,205千円	427千円
契約負債	363千円	136千円

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	7,216.78円
1株当たり当期純利益	305.89円

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	8,995,806	(負債の部)	2,719,276
流動資産	2,058,857	流動負債	1,506,623
現金及び預金	1,152,913	営業未払金	660,589
売掛金及び契約資産	762,097	短期借入金	275,000
原材料及び貯蔵品	11,675	1年内返済予定の長期借入金	365,000
前払費用	22,812	未払金	69,221
立替金	100,912	未払費用	19,004
その他	10,101	未払法人税等	28,071
貸倒引当金	△1,655	未払消費税等	13,573
固定資産	6,936,948	預り金	36,320
有形固定資産	4,934,869	賞与引当金	33,847
建物	2,376,503	その他	5,994
構築物	38,031	固定負債	1,212,652
機械及び装置	90,432	長期借入金	695,000
車両運搬具	10,768	退職給付引当金	341,669
工具、器具及び備品	83,569	その他	175,983
土地	2,335,562	(純資産の部)	6,276,529
無形固定資産	496,405	株主資本	6,062,274
借地権	458,486	資本金	2,133,280
ソフトウェア	35,803	資本剰余金	2,171,719
その他	2,115	資本準備金	2,170,568
投資その他の資産	1,505,673	その他資本剰余金	1,150
投資有価証券	504,015	利益剰余金	1,897,733
関係会社株式	532,983	利益準備金	252,440
出資金	37,650	その他利益剰余金	1,645,293
破産更生債権等	5,316	別途積立金	700,000
長期前払費用	8,589	繰越利益剰余金	945,293
差入保証金	42,727	自己株式	△140,460
保険積立金	249,927	評価・換算差額等	214,255
繰延税金資産	104,140	その他有価証券評価差額金	214,255
その他	25,640		
貸倒引当金	△5,316		
資産合計	8,995,806	負債純資産合計	8,995,806

損益計算書

(自 2023年 4月 1日)
(至 2024年 3月 31日)

(単位 千円)

科 目	金 額
営業収益	6,595,891
営業原価	5,903,121
営業総利益	692,769
販売費及び一般管理費	562,479
営業利益	130,289
営業外収益	
受取利息	39
受取配当金	62,444
受取賃貸料	35,043
為替差益	1,782
その他	14,248
営業外費用	
支払利息	18,267
その他	2,030
経常利益	223,548
特別利益	
固定資産売却益	29
特別損失	
減損損失	1,079
固定資産除売却損	0
税引前当期純利益	222,498
法人税、住民税及び事業税	37,407
法人税等調整額	△134,249
当期純利益	319,341

株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日)
(至 2024年3月31日)

(単位 千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
2023年4月1日 残高	2,133,280	2,170,568	—	2,170,568	252,440	700,000	695,819
当事業年度中の変動額							
剰余金の配当							△69,867
当期純利益							319,341
自己株式の取得							
自己株式の処分			1,150	1,150			
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)							
当事業年度中の変動額合計	—	—	1,150	1,150	—	—	249,474
2024年3月31日 残高	2,133,280	2,170,568	1,150	2,171,719	252,440	700,000	945,293

	株 主 資 本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金 利益剰余金 合 計	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2023年4月1日 残高	1,648,259	△148,685	5,803,423	165,234	165,234	5,968,657
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当	△69,867		△69,867			△69,867
当期純利益	319,341		319,341			319,341
自己株式の取得		△103	△103			△103
自己株式の処分		8,329	9,480			9,480
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)				49,021	49,021	49,021
当事業年度中の変動額合計	249,474	8,225	258,850	49,021	49,021	307,872
2024年3月31日 残高	1,897,733	△140,460	6,062,274	214,255	214,255	6,276,529

個別注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

イ. 子会社株式 移動平均法による原価法によっております。

ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

なお、評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産の評価基準および評価方法

・原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法（収益性の低下による簿価引下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として定率法によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）および2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びに東京港営業所の建物、構築物、機械及び装置については、定額法によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 収益および費用の計上基準

当社は、「運送」「保管」「作業」といった物流サービスを組み合わせて提供する「総合物流事業」を営んでおり、各物流サービスは、顧客ごとに締結する一体の業務委託契約に含まれる別個の履行義務として識別し、収益を認識することとしております。

契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①運送サービス

顧客の貨物を指定場所まで配送する利用運送サービスであり、配送が完了するまでの期間にわたり充足される履行義務であると判断し、進捗に応じて収益を認識することとしております。なお、充足するまでの期間が著しく短い履行義務については、一定の時点で収益を認識することとしております。

②保管サービス

顧客の貨物を保管するサービスであり、契約期間にわたり充足される履行義務であると判断し、経過期間に応じて収益を認識することとしております。

③作業サービス

倉庫内オペレーションを行うサービスであり、作業が完了するまでの期間にわたり充足される履行義務であると判断し、作業の進捗に応じて収益を認識することとしております。

(5) その他の計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 金利スワップ

ヘッジ対象 … 借入金の利息

ハ. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

当事業年度に計上した繰延税金資産額	104,140
当事業年度に計上した繰延税金負債額	—
繰延税金資産と相殺した繰延税金負債額	86,886

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来の合理的な事業計画に基づいて課税所得を見積り、将来減算一時差異について回収可能性を慎重に検討し、繰延税金資産を計上しております。

外部環境等の変化により事業計画の前提に用いた条件や仮定に変更が生じ、見積課税所得が減少する場合には、繰延税金資産が減少し税金費用が計上される可能性があります。

(固定資産の減損処理)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

減損損失	1,079
有形固定資産	4,934,869
無形固定資産	496,405

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、原則として、各事業部署を基準として資産のグルーピングを行っております。固定資産のうち減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。割引前将来キャッシュ・フローについては、現在の使用状況や合理的な使用計画を考慮した事業計画に基づいて算定しておりますが、外部環境等の変化により事業計画の前提に用いた条件や仮定に変更が生じた場合には、減損処理が必要となる可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 9,589,989千円

(2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

① 短期金銭債権 43,122千円

② 短期金銭債務 398,856千円

(3) 担保資産

長期借入金445,000千円および1年内返済予定の長期借入金205,000千円の担保として財団抵当に供しているものは、次のとおりであります。

① 建物 1,011,750千円

② 土地 1,008,920千円

(4) 財務制限条項

当事業年度末の以下の借入金には、遵守事項が付されており、当該遵守事項の履行を怠り、不履行が10営業日以上治癒されない場合には、貸主から通知を受けた後、契約上の債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

1年内返済予定の長期借入金60,000千円および長期借入金150,000千円

イ. 2023年3月期決算を初回とし、以降各年度の決算期の末日における借主の連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を、直前の決算期の末日における借主の連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%以上に維持すること。

ロ. 各年度の決算期における借主の連結の損益計算書上に示される経常損益が、2023年3月期を初回とし、以降の決算期につき2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する初回の判定は、2023年3月期決算及びその直後の期の決算を対象として行われる。

6. 損益計算書に関する注記

(1) 特別損失

減損損失

特別損失に以下の減損損失を計上しております。

資産グループ	種類	減損損失 (千円)
福岡営業所	工具、器具及び備品	1,079
合 計		1,079

(2) 関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

営業収益 217,369千円

営業原価並びに販売費及び一般管理費 1,605,695千円

② 営業取引以外の取引による取引高 59,877千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	56,413	36	3,160	53,289

- (注) 1. 増加株式数は、単元未満株式の買取によるものであります。
2. 減少株式数は、譲渡制限付株式報酬として自己株式を処分したことによるものであります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の主な原因別の内訳

①繰延税金資産

未払事業税否認	6,421千円
未払事業所税否認	3,892千円
賞与引当金損金不算入額	10,357千円
退職給付引当金損金不算入額	104,550千円
役員退職慰労金損金不算入額	18,115千円
繰越欠損金	44,461千円
減損損失	280,780千円
その他	26,209千円
繰延税金資産小計	494,787千円
評価性引当額	△303,761千円
繰延税金資産合計	191,026千円

②繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	86,886千円
繰延税金負債合計	86,886千円

繰延税金資産純額 104,140千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	タカセ物流(株)	所有 直接100%	役員の兼任 物流作業業務 の委託他	物流作業業務 委託および派 遣受入	営業原価 1,045,471 販売費及び 一般管理費 6,681	営業未払金 未払金	284,707 3,445

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

- ① 各子会社との営業取引にかかる価格その他の取引条件等は、市場価格並びに同業他社の状況等を勘案して、相互に交渉の上、決定しております。
- ② 取引金額には、消費税等を含めておりませんが、期末残高には、消費税等を含めております。

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	6,268.86円
1株当たり当期純利益	319.26円

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

タカセ株式会社
取締役会 御中

みおぎ監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 渡邊 健悟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐賀 晃二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タカセ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タカセ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

タカセ株式会社
取締役会 御中

みおぎ監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 渡邊 健悟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐賀 晃二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タカセ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第108期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、みおぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、みおぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

タカセ株式会社	監査役会	
監査役(常勤)	栃木博	㊟
監査役	今泉達也	㊟
監査役	宮崎泰史	㊟

(注) 監査役今泉達也及び宮崎泰史は、社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様へ安定した配当を継続的に実施することを剰余金処分に当たっての基本方針としております。

上記基本方針に基づき、普通配当は、次のとおりとさせて頂きたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき70円（普通配当70円）
総額 70,085,680円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月28日

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役今泉達也および宮崎泰史の両氏は任期満了となりますので監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴および当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数 株
1	<p>新任 社外</p> <p>橋本 和典 はしもと かずのり (1960年5月15日生)</p>	<p>1983年4月 株式会社第一勧業銀行（現社名株式会社みずほ銀行）入行</p> <p>2007年10月 株式会社みずほ銀行横山町支店横山町法人部長</p> <p>2010年4月 株式会社みずほコーポレート銀行ヒューマンリソースマネジメント部長</p> <p>2011年4月 同行執行役員ヒューマンリソースマネジメント部長</p> <p>2011年7月 株式会社みずほフィナンシャルグループ執行役員グループ人事部長 株式会社みずほ銀行執行役員人事室長 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員人事室長</p> <p>2013年4月 株式会社みずほ銀行執行役員東京営業部長兼東京営業部東京営業第一部長</p> <p>2014年4月 株式会社みずほ銀行理事</p> <p>2014年7月 山万株式会社専務執行役員</p> <p>2015年1月 同社代表取締役副社長</p> <p>2020年3月 同社取締役副社長</p> <p>2024年3月 同社顧問 (現在に至る)</p> <p>2024年4月 清和綜合建物株式会社顧問 (現在に至る)</p>	—

選任理由

橋本和典氏を社外監査役候補者とした理由は、金融機関においてヒューマンリソースマネジメント部長や営業部長を務められ、執行役員や取締役も歴任されるなど、事業会社における幅広い豊富な経験と経営の視点を有されており、独立した立場から当社の経営に対して、経験を活かした有効な助言ならびに経営の監視・監督を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴および当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数 株
2	<p>新任 社外</p> <p>おくがわ ひろゆき 奥川 広行 (1960年8月20日生)</p>	<p>1983年 4月 東京中小企業投資育成株式会社入社</p> <p>2004年 6月 同社業務第六部長</p> <p>2005年 7月 同社業務第二部長</p> <p>2012年 4月 同社業務第四部長</p> <p>2017年 6月 同社執行役員業務第四部長</p> <p>2020年 9月 同社参与 (現在に至る)</p>	—
<p><u>選任理由</u></p> <p>奥川広行氏を社外監査役候補者とした理由は、東京中小企業投資育成株式会社において業務部長を務められたほか、執行役員および参与を歴任されるなど、豊富な業務経験並びに幅広い視野を有されており、当社経営に対しての経験を活かした有効な助言並びに経営の監視・監督を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 橋本和典氏および奥川広行氏は、社外監査役候補者であります。
なお、橋本和典氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づく独立役員としての要件をみたしておりますことから、同氏の選任が承認された場合、同氏の同意の上、独立役員となる予定であります。
3. 橋本和典氏、奥川広行氏が選任された場合には、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
4. 当社は当社監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる株主代表訴訟等における損害を当該保険契約により填補することとしております。本総会において橋本和典氏、奥川広行氏が選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都港区新橋一丁目10番9号
当社本社会議室（8階）



最寄駅 JR 新橋駅

地下鉄 新橋駅

(銀座線)
(都営浅草線)

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。